

## 松江市公共交通利用促進市民会議 会長等選出（案）

松江市公共交通利用促進市民会議設置要綱第 5 条に規定する会長及び副会長、第 10 条に規定する専門部会の部会長、ならびに第 15 条に規定する監査委員について、下記のとおり選出したく、その承認を求めます。

なお、各役職の就任予定者については、あらかじめ就任の内諾をいただいています。

役職	委員氏名	所属	備考
会長	加藤 博和	米子高専 教授	
副会長	三宅 克正	松江市公民館長会 会長	
監査委員	野津 昌巳	一畑電車株式会社 運輸部営業課長	
監査委員	丸山 武	島根県交運労協事務局長	
利用促進・サービス向上部会長	家島 滋	古志原地区自治会連合会事務局長	
走行環境改善部会長	秦 日出海	島根県旅客自動車協会専務理事	
広報部会長	小数賀 安富	松江市町内会・自治会連合会 副会長	

## 【松江市公共交通利用促進市民会議設置要綱（抜粋）】

（組織）

第 4 条 市民会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第 5 条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 副会長は、委員の中から会長が指名する。

（専門部会）

第 10 条 第 3 条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、市民会議に専門部会を置く。

2 専門部会は、部会長及び委員をもって組織し、会長が指名する者をもって充てる。

（監査）

第 15 条 市民会議に監査委員を 2 名置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。